

策定年度 (策定年月日)	令和3年度 (令和4年3月28日)
計画期間	自 令和3年度 至 令和7年度

鹿児島県薩摩川内市高城矢立地区

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和4年3月

－目次－

1 計画の目的.....	4
2 計画の位置付け	4
3 薩摩川内市の概要.....	4
(1) 位置、範囲	4
(2) 自然的条件	4
(3) 交通・運輸条件.....	5
(4) 人口の動向	5
(5) 農業および工業の概要.....	6
第1 産業導入地区の区域.....	8
1 産業導入地区の名称.....	8
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	8
3 産業導入地区の地目別面積.....	8
4 地域開発、土地利用計画諸法との関係.....	9
5 産業導入地区の区域の設定の考え方	11
(1) 当該産業導入地区選定の経緯.....	11
(2) 本市における地区選定の考え方	12
第2 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標.....	13
1 導入すべき業種	13
2 導入すべき産業の規模	13
第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標.....	14
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標.....	15
1 農家人口、農業従事者、基幹的農業従事者の現状・見込み.....	15
2 担い手の現状・見込み	16
3 担い手の育成.....	16

(1) 担い手への農用地の利用の集積に関する計画	16
(2) 認定農業者の経営規模	17
(3) 担い手を中心とする生産組織の育成・支援	17
4 農用地の集積・集約化の推進及び農業経営の法人化の方向	17
(1) 農用地の集積・集約化の推進	17
(2) 農業経営の法人化の方向	18
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	19
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	19
2 施設用地と農用地等との利用の調整	20
3 関係部局との調整	21
第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	23
1 施設の整備等	23
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	24
第7 労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	25
1 労働力の需給の調整	25
2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	25
第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	26
1 担い手の確保・育成	26
2 農業生産基盤及び農業施設の整備	26
第9 その他必要な事項	27
1 環境の保全等	27
2 農村地域の活力維持増進への配慮	27
3 農業団体等の参画	27
4 関係部局間の十分な連携等	27
5 企業への情報提供等	28

6 遊休地解消に向けた取組.....	28
7 企業撤退時等のルール	28
8 実施計画のフォローアップ体制の確保.....	28

(前文)

1 計画の目的

本実施計画は、本市が農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従って導入産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びに農地の集団化その他農業構造の改善を促進するための措置を講じることにより、農業と導入産業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することを目的とした「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(昭和46年法律第112号。以下「農産法」という。)及び鹿児島県が同法に基づき策定した「農村地域への産業の導入に関する基本計画」(令和2年3月。以下「基本計画」という。)等を踏まえ、導入産業への農業従事者の就業機会の確保や産業導入による農業構造の改善、農地保有の合理化等の農産法の定める諸要件を満たした上で、業種や面積、雇用期待従業員数の規模等から本市にとって真に必要な産業の円滑かつ着実な導入を促し、本市が農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の振興等に加え、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保・向上により、農業と製造業等が調和した持続的な発展を目指すために策定するものである。

2 計画の位置付け

本実施計画は、「第2次薩摩川内市総合計画」(期間：平成27年度～令和6年度)を踏まえ、「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)において改正された、農産法第5条に基づき、産業の導入に関する実施計画を定める。

この実施計画の計画期間は、令和3年度から5か年間とし、令和7年度までに産業の導入の目標を達成する。

3 薩摩川内市の概要

(1) 位置、範囲

本市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市といちき串木野市、北は阿久根市に隣接する本土地域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島地域で構成されている。

本市は、平成16年10月12日に川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村の1市4町4村が合併して誕生しており、総面積は県内市町村で最大の682.92km²(県土の7.4%)となっている。

(2) 自然的条件

市域は、東シナ海に面した海岸線、市街地部を流れる一級河川川内川や藺牟田池を始めとする緑豊かな山々や河川、湖、地形の変化の美

しい甌島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有している。

本土地域は、九州の3大河川の1つと言われる川内川の下流域を占め、九州山地の一部紫尾・八重山山系に周囲を抱かれ、大小段丘、中小河川、湖、平野部と変化に富んだ地形を形成している。

甌島地域は、南北に細長い島で中心部を山地が縦貫し、東海岸は海岸線が出入りした良港に恵まれている。

(3) 交通・運輸条件

鉄道は、平成23年3月に九州新幹線（鹿児島ルート）が全線開業し、川内駅から最短で鹿児島中央駅には11分、博多駅には70分で移動が可能である。

道路は、高規格幹線道路である南九州西回り自動車道（熊本県八代市～鹿児島市、総延長約140km）の整備が進められており、平成27年3月には薩摩川内高江IC - 薩摩川内都IC間が開通し、川内隈之城道路（10.2km）が供用されており、薩摩川内水引ICから鹿児島ICまで繋がっているほか、福岡県北九州市を起点とし、鹿児島市を終点とする国道3号、熊本県人吉市を起点とし、本市を終点とする国道267号、鹿児島市を起点とし、出水市を終点とする国道328号、本市を起点とし、始良市を終点とする県道川内加治木線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

港湾は、アジア諸国への貿易・流通拡大に向けた拠点として重要港湾川内港を有しており、週3便の韓国（釜山）航路、週1便の国際フェリー航路等の2航路でコンテナ船が運航しており、令和3年度には唐浜埠頭の水深12mの耐震強化岸壁等の整備が国の直轄事業として新規事業化されたところである。

また、甌島地域には、串木野新港からはフェリーニューこしが、川内港からは高速船甌島がそれぞれ1日2往復ずつ運航している等、南九州の交通運輸の要衝となっている。

(4) 人口の動向

本市の総人口は、令和2年の国勢調査によると92,403人となっており、5年前（平成27年）の96,076人より約3.8ポイント、10年前（平成22年）の99,589人より約7.2ポイント、15年前（平成17年）の102,370人より約9.7ポイント、20年前（平成12年）の105,464人より約12.4ポイントの減少となっている。

総世帯数は、令和2年の同調査によると40,995世帯（1世帯当たり人員約2.3人）となっており、5年前（平成27年）の40,686世帯（同約2.4人）より約0.8ポイントの微増となっているものの、10年前（平成22年）の41,449世帯（同約2.4人）、15年前（平成17年）の41,387世帯（同2.5人）、20年前（平成12年）の41,648世帯（同2.5人）より減少している。

人口構成の推移は、令和2年の同調査によると、0～14歳の人口割合は13.8%、65歳以上の人口割合は32.3%、平均年齢は49.0歳となっており、5年前（平成27年）と比較すると、0～14歳の人口割合は0.5ポイント減少、65歳以上の人口割合は2.8ポイント増加、平均年齢は1.1歳上昇している。なお、鹿児島県全体の65歳以上の人口割合（32.5%）、平均年齢（49.3歳）と比較するといずれも低くはなっているが、本市の高齢人口割合は依然として増加の傾向が続いており、少子高齢化が進展している。

自然動態の推移は死亡数が出生数を上回っており、社会動態の推移は転出超過の傾向が続いている。

（5）農業および工業の概要

① 農業

本市の農業の耕地は、本土地域の中央部を貫流している川内川と、その支流沿いに水田が開けており、山間に大小の水田が細長く小河川を挟んで介在し、さらにシラス台地上には、小規模な畑地が散在している。

土地利用の現況は、総面積の58.2%に当たる39,784haが農業振興地域で、そのうち61.7%（24,548ha）が森林・原野、農用地は15.7%（6,244ha）となっている。

農業就業者数は、本市の推計人口が令和7年には9万人を割り込む水準まで減少すると予測されるなか、農業就業者数においても、年々減少しているが、15歳から39歳までの年代は増加傾向にある。

農村環境は、特に兼業農家の減少が顕著であるが、すべての販売農家で年々減少しており、総農家に占める販売農家の割合は、46.9%と県平均（58.7%）と比べてその割合が小さく、商品生産を主たる目的とする農家の数よりも自給的農家の数の方が多い状況である。また、担い手不足や高齢化の進展により生産力等が低下し、担い手の育成・確保並びに経営安定に向けた所得の向上が課題となっている。

② 工業

本市の工業の立地は、大規模な製造工場などが複数立地していることもあり、県平均より7.4ポイント高い全体の約18.0%を占める製造業が盛んな地域となっており、製造業種別出荷額・就業者数では、窯業・電子デバイス業、紙・パルプ業等が特に多く、本市の特徴的業種となっている。

近年、本市では「第2次薩摩川内市総合計画」（令和3年3月）に掲げているように、「一次産業の振興と六次産業化の促進」および「地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興」を推進・支援している。

本市の製造品出荷額は、約2兆円で、平成22年から平成24年まで減少傾向であったが、その後回復している。事業者数は、約145箇所、ほぼ横ばい状態が続いており、従業者数も8,498人から7,301人へと約14.1ポイント減少している状況にある。

このような状況の中、市民に対して行った「将来のまちづくりに対するアンケート」では、市全体のまちづくりへの今後の取組については、「商業地の活性化、企業の誘致等による都市活力の創出」という意見が最も多く、雇用に対する市民ニーズが非常に高い状況にある。

上記を受けて、本市としても既存企業等の新たな事業展開への支援、関係機関との連携した起業・転業への意欲の喚起と支援、特色ある異業種連携等を推進する必要がある。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備考
高城矢立地区	新規

産業導入地区位置図・・・図1

2 産業導入地区の所在、地番、面積等・・・表1

所在			地番	地目		面積 (㎡)
市町村	大字	字		公簿	現況	
薩摩川内市	高城町	階元	758番1外208筆	表1のとおり		126,270.08
計	—	—	—	—	—	126,270.08

地番図・・・図2

3 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別 (㎡))

	農地等						宅地その他							合計
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他	計	
		普通畑	樹園地	草地										
高城矢立地区	116,923.69	0	0	0	0	116,923.69	0	0	0	0	0	9,346.39	9,346.39	126,270.08

(用途区分別面積 (m²))

地区名	農地	牧草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
高城矢立地区	116,140	0	0	0	116,140

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

【高城矢立地区産業導入地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4 北海道総合開発計画
5 振興山村指定地域	⑥ 農振地域・・・ <input checked="" type="checkbox"/> 3	7 過疎地域	⑧ 都市計画区域・・・ <input checked="" type="checkbox"/> 4 (線引・ <input type="checkbox"/> 非線引)
9 地域経済牽引事業の促進区域	10 地域経済牽引事業の重点 促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市区域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係 (計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整 区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

①都市計画法に基づく指定状況

(都市計画区域指定)

指定年月日 昭和9年5月22日 (当初 (川内))

最終変更年月日 平成26年10月10日 (最終)

範囲 15,189ha

(市街化区域及び市街化調整区域)

指定なし

(用途地域)

指定年月日 昭和42年12月21日 (当初)

最終変更年月日 平成29年3月28日 (最終)

範囲 1,401ha

②農地転用に関する調整の結果の状況

新規計画地区は、農用地区域からの除外のための農用地利用計画の変更及び農地転用の許可申請が別途必要であるが、関係機関との調整の結果、農地転用の見込みはついている。

③農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定状況

(農業振興地域)

指定年月日 平成 17 年 10 月 28 日 (当初)

最終変更年月日 平成 29 年 3 月 16 日 (最終)

範囲 39,784ha

(農用地区域)

指定年月日 平成 17 年 10 月 28 日 (当初)

最終変更年月日 平成 29 年 3 月 16 日 (最終)

範囲 4,012.9ha

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

昭和 59 年度から平成 14 年度にかけて、上流で県営かんがい排水事業（川内右岸地区）が実施され、下流である当該用地も受益地の一部となっているが、それ以降に道、水路等の土地改良事業の農業投資の実績なし（道路、水路等の位置・・・図 5）

⑤周辺における既存企業の立地状況が明らかとなる図面

周辺における既存企業の立地状況・・・図 6（立地状況一覧・・・表 2）

5 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 当該産業導入地区選定の経緯

近年の本市の農業の状況は、担い手不足や高齢化の進展により生産力等が低下し、担い手の育成・確保並びに経営安定に向けた所得の向上が課題となっている。

他方、製造業等については、国内外の企業間競争が激化し、企業を取り巻く環境が大きく変化し、海外との貿易やサプライチェーン等の不確実性も高まる中、地域における産業競争力の強化がこれまで以上に求められている。

そのような中、本市としては、基幹産業である農業を魅力ある産業とするために農地の保全・集積・集約化を図るとともに、技術革新の進展による新たな需要獲得を目指す既存企業の具体的な立地ニーズを踏まえ、農産法に基づく本実施計画を策定し、農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の振興等に加え、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保・向上により、農業と製造業等が調和した持続的な発展を目指す必要がある。

(2) 本市における地区選定の考え方

①地区選定にあたっての考え方

選定にあたっては、市の全域から適地選定を行うこととし、基本的条件として、

1. 必要面積が確保できること（約 12.6ha）
2. 既存産業との地理的近接性があり、将来的な産業集積性が見込めること
3. 交通条件が良いこと

をともに満たした上で

1. 農業振興地域外の土地
2. 農用地区域外の土地
3. 農用地区域の土地

の順に検討し、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定した。

②選定に至った理由

選定した結果、基本的条件を全て満たすのは農振農用地区域であるが、耕作放棄地や道路、河川等で農地の広がりを明確に分断することが可能であり、周辺の営農環境等に与える影響も限られている本地区が最適地と判断した。（基本的条件を全て満たす土地は本地区以外には無い。）

第2 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標

令和7年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、下記のとおりとする。

本業種の選定に至った理由は、令和3年6月1日に本地区に立地する京セラ株式会社より工場増設のための産業用地取得の申し入れがあり、今後、本市が産業の振興による就業機会の創出と所得の確保による持続的な発展を遂げていくためには、本市内の全産業の従業者数の約1割、製造業の従業者数の約5割を占める同社を中心とする電子部品・デバイス・電子回路製造業の導入・拡大を促すことが適当かつ必要であるためである。

1 導入すべき業種

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
高城矢立地区	E- 製造業	28- 電子部品・デバイス・電子回路製造業	289- その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2 導入すべき産業の規模

地区名	産業の種類	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模
			施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
高城矢立地区	電子部品・デバイス・電子回路製造業	所数 1	m ² 100,388.85	m ² 25,881.23	m ² 126,270.08	人 300	人 50	人 350	工業出荷額 100,000 百万円

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

令和7年度までに導入される産業に就業する農業従事者（その家族を含む。以下、同じ）は、下記のとおりとする。

「第3次薩摩川内市農業・農村振興基本計画」（平成31年3月）策定の中で実施した農林漁業者アンケートの結果では、「農業収入が少ない」（41.6%）、「後継者がいない」（29.2%）と回答する農業従事者が多く、安定的・持続的な農業経営に加え、所得の確保が課題となっている。

本実施計画の導入産業（電子部品・デバイス・電子回路製造業）の雇用期待従業員数は350名と本市にとっても非常に大きな雇用創出規模であり、その充足のためには、業種・職種・経験不問の積極的な中途採用が多く見込まれる。

また、本市が工場増設の申し入れを受けた京セラ株式会社においては、4年制大学卒や大学院修了の障がい者採用や通年・中途での障がい者採用も行われており、障がい者雇用に積極的な企業の具体的な立地も見込まれる。

このように本実施計画による産業の導入は、転職・就職を希望する産業導入地区内の農業従事者及びその家族等に対して新たな就業の機会を創出し、安定した就業機会の確保が図られるものである。

地区名	産業の種類	事業所数	農業従事者の就業目標			雇用期待従業員数に対する 農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
高城矢立 地区	電子部品・ デバイス・ 電子回路 製造業	所数 1	人 60	人 10	人 70	% 20.0	% 20.0	% 20.0

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

令和7年度までに産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標は、下記のとおりとする。

本実施計画を策定する産業導入地区の農地所有者は、全体の約8割（79.7%）が70歳以上、4割以上（41.8%）が80歳以上と高齢化が著しく進展している。

本実施計画の策定に合わせて実施した耕作状況調査の結果をみると、約5割（46.3%）の農地所有者は地域内の耕作者と貸借契約を締結して農地所有者以外の耕作者が耕作を行っており、約4割（39.7%）の農地所有者は耕作を行っていない状況となっており、今後の安定的・持続的な農業経営が深刻な課題となっている。

他方、耕作者の中には、担い手も見られ、今後の耕作意向調査の結果、代替地での耕作希望のあった意欲的な担い手に対しては、今回の産業導入を契機として産業導入地区外の優良な農地への集積・集約化（権利設定も含む。）を促すことで、労働生産性や作業効率の向上と併せて、現在、深刻な課題となっている今後の安定的・持続的な農業経営に繋げるための構造改善を図る。

1 農家人口、農業従事者、基幹的農業従事者の現状・見込み

区分	農家人口	農業従事者	
			基幹的農業従事者
平成22（2010）年 （参考）	人 6,993	人 5,731	人 2,884
平成27（2015）年 （現状）	人 5,264	人 4,357	人 2,500
令和7（2025）年 （見込み）	人 4,474	人 3,703	人 2,375

※ 平成22年及び27年の数値は「農林業センサス」より

※ 令和7年の数値（見込み）は現状及び過去の動向等を基に試算

2 担い手の現状・見込み

区分	認定農業者		認定新規就農者	集落営農	基本構想水準到達者
	経営体	法人			
令和2年 (現状)	経営体 190	経営体 45	経営体 16	集落営農 13	経営体 12
令和7年 (見込み)	経営体 203	経営体 50	経営体 20	集落営農 16	経営体 20

※ 薩摩川内市担い手育成総合支援協議会「令和3年度～令和7年度アクションプログラム」より

3 担い手の育成

(1) 担い手への農用地の利用の集積に関する計画

区分	耕地面積① (ha)	担い手への農用地の 利用集積面積② (ha)	担い手への利用集積率 (%) ②/①
令和2年 (現状)	4,250	1,143	26.9
令和7年 (目標)	4,250	3,825	90.0

※ 薩摩川内市担い手育成総合支援協議会「令和3年度～令和7年度アクションプログラム」より

※ 令和2年の数値は「担い手の農地利用集積状況調査」及び「鹿児島県農林水産関係市町村別統計」より

(2) 認定農業者の経営規模（単位：経営体（集落営農）、ha）

目標とする営農類型 （作物・部門別）	認定農業者の数（経営体）		経営規模（ha）	
	令和2年現状	令和7年見込み	令和2年現状	令和7年見込み
米・麦・大豆	37	39	210.51	282
野菜	24	26	136.55	183
果樹	16	18	91.03	122
花き	6	8	34.14	46
畜産	71	71	403.95	542
複合	19	24	108.10	145
工芸	17	17	96.72	130

※ 各数値は対象農家が定めた「農業経営改善計画」及び「営農類型別認定状況調査」より

(3) 担い手を中心とする生産組織の育成・支援

経営改善意欲のある担い手に対しては、農業経営改善計画の早期達成に向けた支援を集中的に実施する。

また、認定新規就農者等の中から、経営改善により認定農業者を目指す者に対して、計画の作成支援及び実現に向けた支援を実施する。

生産組織の育成・支援に向けては、農業委員会と連携した上で担い手等からの法人化に向けた相談等にきめ細やかに対応し、地域農業の中核を担う農業法人の確保・育成に努めるとともに農協等の生産部会組織への加入促進、農家間のネットワークづくりによる販路拡大等、組織の育成・支援に努める。

4 農用地の集積・集約化の推進及び農業経営の法人化の方向

(1) 農用地の集積・集約化の推進

戸別訪問による農地利用の意向の総点検の結果を分析し、人・農地プランや農地中間管理事業の話し合いへの活用に加え、農地流動化促進事業補助金等の積極的な活用により、担い手への農地集積・集約化を推進する。

(2) 農業経営の法人化の方向

集落営農のリーダー及び担い手の確保・育成を行い、集落営農組織の取組の支援を行う。

法人化に向けた相談等に対しては、農業委員会と連携した上できめ細やかに対応し、地域農業の中核を担う農業法人の確保・育成に努める。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

本実施計画は、雇用や税収、地域の関係企業との取引等の地域経済への大きな波及効果の見込まれる既存企業の工場増設を契機として、本市の特徴的産業の振興による就業機会の創出と所得の確保・向上に繋げるために新たに産業導入地区の整備を行うものである。

選定地については、立地条件や造成面積、既存工場との近接性、将来的な関連産業の集積性等から既存の工業団地等を含めた検討を行ったが、結果として最適な用地確保は困難であった。

そのため、本実施計画の策定により、農業と導入産業との均衡ある発展を目指し、地域の農地の保全・集積・集約化を図った上で既存工場に近接した本地区を産業導入地区として選定するのは本市にとっても最善の策であり、やむを得ないものである。

なお、今回の選定にあたっては、鹿児島県が策定した基本計画に基づき、施設用地と農用地等との調整を行っている。

また、産業導入地区内の農地の農業従事者（耕作者等）に対しては、代替地確保の希望の有無や必要面積等の意向調査を実施しており、代替地等での耕作希望のあった意欲的な担い手に対しては、産業導入地区外の優良な農地への集積・集約化（権利設定も含む。）及び遊休農地等の活用を促すことで、労働生産性や作業効率の向上と併せて、今後の安定的・持続的な農業経営のための農地保有の合理化を図る。

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

（既存の工業団地の状況）・・・図7

工業団地名	所在地	分譲面積	検討結果
①入来工業団地	薩摩川内市入来町副田 5937-20 外2筆	79,417m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が不足している。 ・既存工場からの距離が約20km離れており、既存の関係企業を含めた効率的な一貫生産体制の構築が不可である。 ・既存工場や関係企業と離れているため、将来的な関連産業の集積性が見込めない。
②東郷工業用地	薩摩川内市東郷町斧淵 6944番地1 外1筆	9,282m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が不足している。 ・既存工場からの距離が約10km離れており、既存の関係企業を含めた効率的な一貫生産体制の構築が不可である。 ・既存工場や関係企業と離れているため、将来的な関連産業の集

			積性が見込めない。
③川内港久見崎みらいゾーン	薩摩川内市久見崎町 570番2地先 外	(工業ゾーン) 11.7ha	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場からの距離が約10km離れており、既存の関係企業を含めた効率的な一貫生産体制の構築が不可である。 ・現在、造成工事中であり、分譲開始時期等に不確定要素（リスク）がある。 ・既存工場や関係企業と離れているため、将来的な関連産業の集積性が見込めない。

2 施設用地と農用地等との利用の調整

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

本実施計画に基づく産業の導入にあたっては、立地条件や必要面積に加え、操業後の生産体制や生産活動等を考慮した場合、既存産業、既存工場との近接性や将来的な関連産業の集積性の確保が極めて重要である。

本市の都市的土地利用の状況をみると、用途地域指定区域の工業用地（120.9ha）は全体（1,401.0ha）の8.6%、用途地域未指定区域の工業用地（1,164.4ha）は全体（13,788.0ha）の8.4%、都市計画区域外の工業用地（2.0ha）は全体（3,054.1ha）の0.06%となっているが、本市内の既存の工業用地において本実施計画の導入産業の必要面積（約12.6ha）を一団の土地として確保できる未利用地は無い。また、工場立地法による適地調査地区にも必要面積を含めた基本的条件を満たす適地は無い。

本地区は、工業地域に近接している農業振興地域であるが、用途地域に指定されている地区は既に既存企業の用地や駐車場として利用されているため、もともと空地が狭く、現状のままでは、農用地区域、農業振興地域以外に関わらず、一団の土地を確保することは困難であるが、必要となる面積の確保以外の既存産業、既存工場との近接性や将来的な関連産業の集積性の確保等の基本的条件は満たしている。

本実施計画は、上記の現状を踏まえた上で、本市内に新たな雇用を創出し、本市が農業と導入産業の均衡ある発展を図るために、導入産業に必要な面積の確保を含めた全ての基本的条件を満たす産業導入地区の整備を新たに行うものである。

なお、導入すべき産業の規模からみても、本実施計画において設定する面積が必要不可欠であり、農用地区域である本地区に産業の導入を促すことはやむを得ないものである。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的利用に支障が生じる事態が起きないようにすること

本産業導入地区は、西側・南側を長尾川、東側を高城川堤防に接しているため、農地のまとまりや広がりや損ねることはなく、周辺の農業従事者の営農活動や本市の農地流動化施策の推進等に支障が生じることは無い。

また、本産業導入地区の北側に位置する農地には、同農地への進入路及び農業用水路が確保されていること、排水については、立地企業において法令及び基準以下の水質に排水処理を行った上で、本地区西側の県河川へ放流する計画となることから、周囲の営農活動に支障が生じることは無い。

(3) 面積規模が最小限であること

本産業導入地区の面積は、市内の既存工場の稼働実績や受注状況・見込み等から綿密に計画されたものであり、事業の用途に供するために必要最小限の面積となっている。

(4) 土地改良事業の取組に支障を及ぼさないこと

ア 基本計画第5-1-(4)-アのとおり、新規計画地区に、面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した区域は含まれていない。

イ 基本計画第5-1-(4)-イのとおり、土地改良事業を行うことが公にされている区域や土地改良事業（面的整備を除く。）を実施した農用地は含まれていない。

(5) 農地中間管理事業の取組に支障を及ぼさないこと

農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地で、農地中間管理権が存在しているもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定のある農地は、本地区には含まれていない。

3 関係部局との調整

(1) 都市計画部局との調整

「薩摩川内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成26年10月）では、本産業導入地区を含む川内北部地域の市街地像は、「計画的な土地利用を進め、無秩序な開発行為の防止に努めながら、農業振興とのバランスを図りつつ、計画的な宅地供給を推進する

とともに、良好な住環境の形成と都市基盤の整備・充実に努める。」となっている。

また、主要用途の配置の方針としては、本産業導入地区を含む高城地区の既存工業地は、「周辺住宅環境との調和に努め、良好な工業環境の保全・育成を図る。」となっている。

本産業導入地区の開発にあたっては、地域内外の遊休農地等を有効活用することで農地の集積・集約と地域の産業の振興を図ることとしており、無秩序な開発行為を行うものではなく、周辺環境・地域との調和を図りながら工業環境を整備するものであり、同方針の主旨や方向性には合致している。

なお、既存産業、既存工場が立地する近接地域は、工業地域に指定されていることから、最適な用途指定を行う方針で都市計画部局と協議中である。

(2) 環境部局との調整

地球環境保全上の重要な地域の指定はなく、事前手続き等は不要である。

(3) その他関係部局との調整

ア 開発許可申請については、土木部局との調整の結果、申請の見込みはついている。

イ 開発に伴う河川協議については、土木部局との調整の結果、調整の見込みはついている。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

ア 産業の立地に必要な用地

(ア) 確保すべき土地の面積	126,270.08 m ²
(イ) 調達の方法	所有権移転
(ウ) 用地の取得及び造成事業主体	薩摩川内市土地開発公社
(エ) 造成年次(予定)	令和4年5月～令和7年7月

イ 道路等の施設整備

県道341号(県道吉川川内線)から出入りするために、高城川沿いの市道を拡幅する。

(道路)

名称 市道本町・矢立線

事業主体 薩摩川内市

整備年次 令和4年度～令和5年度

ウ その他

(ア) 用水及び地耐力の調査を計画的に実施し、必要な電力設備等の整備を速やかに行うことができるよう関係機関との調整を図る。

(イ) 工場の排水及びばい煙については、基準に合致するよう事前調整を行う。雨水等についても計画地内に都市計画法による開発行為で規定された防災調整池を設置し、周辺の農地及び水路に影響が生じないよう造成を行う。

(ウ) 産業導入地区の立地企業に対しては、グリーンベルトの配置や工場緑化対策等を促し、工場立地法等の関係法令を遵守させる。

(エ) 用地の取得にあたっては、近傍の取引実例や地価公示価格等を参考にしながら、地価高騰が無いよう適正な地価の安定に努める。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

ア 技術者の確保・育成

市内の高等学校や職業能力開発短期大学校、公共職業安定所、商工団体、関係機関・団体等と連携し、地域内の技術者の確保・育成に取り組む。

イ 関係企業との交流・連携

進出企業の経済、社会、環境への取組内容・結果等についての積極的な発信を促し、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域への幅広い理解促進を図ることで、関係企業との交流・連携に向けた機会創出に繋げる。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

美しい田園風景との調和、収益性の高い農業経営の持続、担い手の育成、農業経営の大規模化・法人化等による農業の振興・基盤強化を図りながら、新たな就業機会を確保することでUIJ ターン者等の若者の定住促進等による農工一体的な発展に努める。

第7 労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- 労働力需要 同地区に立地する企業への労働力として350名の需要を予定している。
- 可能労働力の年齢 市内の大学、高等学校、職業能力開発短期大学校等の新規学卒者のほか、UIJターナー者の中途採用による幅広い人材確保のために公共職業安定所や商工団体、関係機関等と連携して取り組む。
- 職種 事務職及び技術職

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

本実施計画により立地した企業に対しては、積極的な地元雇用を促すとともに、当該企業への就職を希望する農業従事者に対しては、円滑な就業に繋がるように公共職業安定所等と連携しながら職業相談等に適切に対応する。

また、産業導入地区への立地を見込む京セラ株式会社においては、4年制大学卒や大学院修了の障がい者採用や通年・中途での障がい者採用も積極的に行われており、本地域への産業導入が地域内外の障がい者の円滑な就業に繋がるように適切に対応する。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の確保・育成

就農相談活動の強化対策として、就農希望者に対しては、市農業公社が実施する「新規就農研修事業」のほか、農業大学校や先進農家等での研修体制の活用を促し、農業技術や経営方法等の習得に加え、将来的に集落営農の担い手としてリーダーシップを発揮できるような人材育成に取り組んでいる。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

本市の水田は、本土地域では川内川の両岸に開けた平坦地水田と川内川支流沿いの平坦地水田及び山間迫田からなるが、全体的に区画が狭く、湿田も多い傾向にある。

また、甌島地域では山間部から海岸部へ開けた迫田が散在している。

本市の畑は、小規模の畑団地が散在しているなか、野菜や果樹など地域の特色を生かした農産物が栽培されており、水田も含め、暗渠排水や用排水路、農道整備等を進め生産性の高い農地の確立に努める。

(農業生産基盤整備事業等の実施状況)

区分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度
土地改良事業	農道整備事業（薩摩川内地区）	L=7,600m	鹿児島県	10,876.0	454	平成23年度～令和元年度
土地改良事業	農業基盤整備促進事業（祁答院地区）	用排水路 L=640m 暗渠排水 A=10ha	薩摩川内市	10.0	90	平成28年度～令和2年度
土地改良事業	水利施設等整備事業（五代地区）	排水機場 2箇所	鹿児島県	45.0	498	平成27年度～令和2年度
土地改良事業	農村地域防災減災事業（元村新田地区）	用排水路 L=2,200m	鹿児島県	30.0	627	令和3年度～令和9年度
土地改良事業	農地中間管理機構関連農地整備事業 （荒川内地区）	ほ場整備 A=26ha	鹿児島県	26.0	800	令和5年度～令和12年度

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

本実施計画に基づく産業の導入にあたっては、事業者に対し、環境基本法や水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法等の関係法令の遵守を促すとともに、工場等の新・増設時に本市と事業者が締結する立地協定書に公害防止に関する事項を明記し、公害防止及び環境保全等についての必要な措置を講じることを強く求める。

なお、本市が環境への負荷の軽減を図るため必要があると認める場合は、事業者に対し、薩摩川内市環境保全条例に基づく環境保全協定の締結を求め、企業責任を明確にし、公害防止のための監視、測定等の体制を強化することで周辺の自然環境の維持・形成に努める。

また、本地域への産業の導入にあたって想定される交通量の増加に対しては、混雑の緩和、停滞の解消、危険の防止等のための周辺道路の環境改善に努める。

2 農村地域の活力維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進展による人口減少、過疎化が深刻な地域の課題となる中、本実施計画に基づく産業の導入を着実かつ円滑に促し、転職・就職を希望する地域内の農業従事者及びその家族等に加え、地域内外の若年層や障がい者等の就業機会を創出することで本地域のコミュニティの維持・活性化に繋げる。

3 農業団体等の参画

本実施計画に基づく産業の導入及び農業構造の改善が着実かつ円滑に図られるように農業団体や商工団体、関係機関・団体等との連携体制の構築・維持に努める。

4 関係部局間の十分な連携等

導入産業の操業前の計画段階から操業後の稼働段階までの一連の流れの中で、導入産業の事情やニーズに応じた面的支援体制の構築・維持のために鹿児島県や商工団体、公共職業安定所、地区コミュニティ協議会等との連携を強化するとともに、本市においても商工関係部門、農政関係部門、建設関係部門等の庁内横断的な連携体制を構築・維持に努める。

5 企業への情報提供等

本実施計画に基づく産業の導入が着実かつ円滑に図られるように国・県・市の企業に対する支援措置等についての周知徹底を図る。

6 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の確認・把握を行い、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地等、活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する。

7 企業撤退時等のルール

まずは、操業短縮や撤退等が無いような産業立地を目指す。万が一の場合を想定し、進出企業との立地協定締結時に操業短縮や撤退が生じる可能性が生じた場合には、事前に本市と協議を行うとともに、双方連携して従業員の雇用確保や用地利用に係る対応を行うよう立地協定書に明記する。

8 実施計画のフォローアップ体制の確保

(1) 実施する項目について

- 産業の導入状況
- 導入された産業への農業従事者の就業状況

(2) 実施する項目の目標達成のため具体的な体制、方策について

庁内の関係課で組織する実施計画フォローアップ委員会を設置する。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

関係課で組織する委員会において、関係機関等と目標達成のための連携を十分に図っていく。